

議 会 運 営 委 員 会

令和8年5月29日（金）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和8年第4回（6月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 議会運営委員会の行政調査について
- 3 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和8年第4回（6月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和8年第4回（6月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 憲法尊重擁護義務の徹底と慎重な憲法改正議論を求める意見書提出を求める請願
- 5 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
- 6 愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情
- 7 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 8 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 9 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 10 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 11 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情
- 12 教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情
- 13 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
- 14 要望書等文書表

【議題2 資料】

- 15-1 議会運営委員会行政調査について
- 15-2 委員会行政調査一覧表（H25～R7）
- 15-3 会派視察一覧表（R2～R7）
- 15-4 議会行事日程表（10・11月）

【議題3 資料】

- 16 わくわく親子議会探検ツアー 実施要領

令和8年第4回（6月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期22日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日	6月8日	月	午前9時30分	本 会 議 議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 第32議案から第36号議案まで 上程、提案理由の説明 6 同意案第3号から同意案第13号まで 上程、提案理由の説明 7 諮問第1号 上程、提案理由の説明
第2日	6月9日	火		休 会
第3日	6月10日	水		〃
第4日	6月11日	木		〃
第5日	6月12日	金	午前9時30分	本 会 議 1 一般質問
第6日	6月13日	土		休 会
第7日	6月14日	日		〃
第8日	6月15日	月	午前9時30分	本 会 議 1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願・陳情
第9日	6月16日	火	〃	〃
			本会議終了後	予算決算委員会 (全体会)
				総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 分科会への割り振り
第10日	6月17日	水		休 会
第11日	6月18日	木		〃
第12日	6月19日	金	午前9時30分	福祉文教委員会 付託議案等の審査
			福祉文教委員会 終了後	福祉文教分科会
				付託議案の審査
第13日	6月20日	土		休 会
第14日	6月21日	日		〃
第15日	6月22日	月	午前9時30分	都市環境委員会 付託議案等の審査
			都市環境委員会 終了後	都市環境分科会
				付託議案の審査
第16日	6月23日	火	午前9時30分	総務委員会 付託議案等の審査
			総務委員会 終了後	総務分科会
				付託議案の審査
第17日	6月24日	水	午前9時30分	予算決算委員会 分科会会長報告及び報告に対する質疑 (全体会) 討論、採決
第18日	6月25日	木		休 会 (予定：午前9時30分 各派代表者会)
第19日	6月26日	金	午前9時30分	議会運営委員会
第20日	6月27日	土		休 会
第21日	6月28日	日		〃
第22日	6月29日	月	午前9時30分	本 会 議 議会運営委員長報告 1 諸報告 2 委員会の所管事務調査報告の件 3 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
（ とう 伸一 議員 ）
（ 川村 つよし 議員 ）
- 第 2 諸報告
（1）議長報告
（2）市長報告
- 第 3 会期の決定
（会期 22 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会
- 第 5 第32号議案から第36号議案まで
上程、提案理由の説明
- 第 6 同意案第3号から同意案第13号まで
上程、提案理由の説明
- 第 7 諮問第1号
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 請願・陳情

1 議案（5件）

番号	件名
第32号議案	令和8年度尾張旭市一般会計補正予算（第1号）
第33号議案	尾張旭市平子町北地内市有地利活用事業者審査会条例の制定について
第34号議案	尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第35号議案	尾張旭市市税条例の一部改正について
第36号議案	救助工作車の取得について

2 同意案（11件）

番号	件名
同意案第3号	農業委員会委員の任命について
同意案第4号	農業委員会委員の任命について
同意案第5号	農業委員会委員の任命について
同意案第6号	農業委員会委員の任命について
同意案第7号	農業委員会委員の任命について
同意案第8号	農業委員会委員の任命について
同意案第9号	農業委員会委員の任命について
同意案第10号	農業委員会委員の任命について
同意案第11号	農業委員会委員の任命について
同意案第12号	農業委員会委員の任命について
同意案第13号	農業委員会委員の任命について

3 諮問（1件）

番号	件名
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案等の概要

1 議案（5件）

第32号議案 令和8年度尾張旭市一般会計補正予算（第1号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	32,560,000	補正予算額	17,663	補正後予算額	32,577,663
主な 歳入	県支出金 ・ 地方スポーツ振興費補助金 ・ 文化部活動地域展開等推進事業費補助金 諸収入 ・ 地域クラブ活動参加料				1,988 585 12,600
	主な 歳出 ・ 平子町北地内市有地利活用推進事業 ・ 地域クラブ活動推進事業 ・ 部活動外部講師謝礼				1,200 18,882 △2,000
債務負担行為補正 1件					

第33号議案 尾張旭市平子町北地内市有地利活用事業者審査会条例の制定について

（企画課）

尾張旭市平子町北地内市有地利活用事業者審査会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

施行期日 公布の日

第34号議案 尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事課）

災害応急作業等手当の額を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第35号議案 尾張旭市市税条例の一部改正について（税務課）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

第36号議案 救助工作車の取得について（消防総務課）

救助工作車を取得するため、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

2 同意案（11件）

同意案第3号～同意案第13号 農業委員会委員の任命について（人事課）

令和8年7月28日で任期満了となる農業委員会委員11名の後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

3 諮問（1件）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和8年9月30日で任期満了となる人権擁護委員 水野 茂 氏を再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

<市長報告（6件）>

(1) 令和7年度尾張旭市一般会計及び介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

1 一般会計

事業数 47事業 繰越額 1,555,267,049円

2 介護保険特別会計

事業数 1事業 繰越額 6,600,000円

(2) 令和7年度尾張旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

事業数 1事業 繰越額 55,440,700円

(3) 令和7年度尾張旭市水道事業会計予算の繰越しについて（経営政策課）

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

事業数 2事業 繰越額 148,917,000円

(4) 令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計予算の繰越しについて（経営政策課）

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

事業数 2事業 繰越額 93,516,000円

(5) 尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について（危機管理課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により、尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告を行う。

(6) 尾張旭市財産の交換及び譲渡について（財政課）

尾張旭市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第8条の規定により、令和7年度中に交換及び譲渡した財産の報告を行う。

交換 土地3件 譲渡 物品1件

請願書

令和 8 年 5 月 27 日

尾張旭市議会

議長 さかえ章演 様

紹介議員

1) 村なし

請願者住所 尾張旭市

請願者氏名

外 2 人

憲法尊重擁護義務の徹底と慎重な憲法改正議論を求める意見書提出を
求める請願

1 請願趣旨

現在、国会において憲法改正に関する論議が行われており、とりわけ「緊急事態条項」の創設が議論されています。しかしながら、大規模災害等の非常時においては、現行憲法第 54 条に「参議院の緊急集会」の制度がすでに規定されており、非常事態への対応として十分に機能します。そのため、あえて新たな緊急事態条項を設ける必要性や合理性は見出せません。また、憲法第 99 条において、国会議員をはじめとする公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」を負っています。憲法に縛られる立場にある国会議員が、その根本を揺るがすような改憲発議を軽々に行うことは厳に慎まれるべきです。ついては、地方自治法第 99 条に基づき、国会に対し慎重な審議を求めるとともに、「憲法尊重擁護義務を遵守すること」および「緊急事態条項の制定は不要であること」を内容とする国への意見書を提出していただくよう求めます。

2 請願内容

国に対し、憲法第 99 条に定められた「憲法尊重擁護義務」を厳格に遵守すること、憲法改正の議論にあたっては国民の理解と合意形成を最優先とすること、緊急事態条項の新設は行わないことを求める意見書を提出すること。



憲法尊重擁護義務の徹底と慎重な憲法改正議論を求める意見書（案）

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、そして恒久平和主義を基本理念とし、我が国の平和と民主主義の礎として重要な役割を果たしてきました。とりわけ、日本国憲法第 99 条において、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員には「この憲法を尊重し擁護する義務」が明確に課せられています。憲法は権力を制限し、国民の権利と自由を守るための最高法規であり、為政者が率先してこれを遵守することは立憲政治の根幹であります。

近年、国会において憲法改正に関する議論が加速していますが、憲法改正は国家のあり方を根本から左右する極めて重大な問題です。改正論議にあたっては、拙速な進め方を避け、国民的な議論の成熟を待つことが不可欠です。また、憲法改正の発議権を持つ国会議員自身が、現行憲法を尊重し擁護する義務を厳格に遵守しているかどうか厳しく問われています。

特に、改憲論議の中で浮上している「緊急事態条項」の新設については、政府への権力の過度な集中を招き、国民の基本的人権や地方自治を著しく侵害する恐れがあります。我が国の現行憲法第 54 条第 2 項には、衆議院解散時等に国会を代替する仕組みとして「参議院の緊急集会」が既に定められており、民主的統制を維持したままでの非常時対応は十分に可能です。したがって、立憲主義を脅かす危険性のある緊急事態条項を新設する必要性はありません。

よって、政府及び国会におかれては、立憲主義と法の支配を堅持し、憲法尊重擁護義務を徹底されるとともに、以下の事項について強く要望いたします。

1. 国務大臣及び国会議員をはじめとするすべての公務員は、日本国憲法第 99 条に定められた「憲法尊重擁護義務」を厳格に遵守すること。
2. 憲法改正の議論にあたっては、国民の理解と合意形成を最優先とし、日程ありきの拙速な議論を避け、十分かつ慎重な審議を行うこと。
3. 非常時には現行憲法に規定された「参議院の緊急集会」を活用すべきであり、権力の濫用や人権侵害につながる「緊急事態条項」の新設は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 ○月○日 尾張旭市議会議長 さかえ章演

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 殿

2026年5月8日

尾張旭市議会議長 様

尾張旭市 [Redacted]
春の自治体キャラバ [Redacted] 委員会
事務局 [Redacted] 県本部

**最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援
の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情**

日本の最低賃金は、先進諸国と比較して低水準でありその金額差は拡大傾向にあります。また、地域別最低賃金制度は、地域間および男女間の賃金格差に影響を及ぼし、地方から大都市圏への人口流出をいっそう深刻化させる要因の一つとなっています。

高市早苗首相は、昨秋の臨時国会において、「最低賃金については骨太方針 2025 で 2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向けたゆめめ努力を継続するという方針は閣議決定されている」と表明しました。あわせて、「その目標を事業者のみなさまには丸投げいたしません」「継続的に賃上げができる環境整備にしっかりと取り組む」と述べています。これらの発言を具体的施策として着実に実行することが、今まさに求められています。

最低賃金法第1条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」と規定しています。最低賃金制度の根幹は、日本国憲法第 25 条に基づく生存権の保障にあり、その水準は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるものでなければなりません。

愛知県労働組合総連合(愛労連)が実施した「愛知県 2024 年若年単身者世帯の最低生計費試算結果」によれば、県内で暮らす 20 代単身者の必要最低生計費額は、月額で男性 270,906 円、女性 265,330 円、時間額ではそれぞれ 1,806 円、1,769 円とされています。これに対し、2025 年の愛知県最低賃金は時間額 1,140 円にとどまり、大きな乖離があります。全国的にも物価高騰の影響を加味した 2024 年以降の試算結果によれば、1,700 円から 1,900 円必要との結果が出されています。最低賃金を速やかに全国一律 1,500 円以上へ引き上げることは、「地方創生」を推進するうえでも極めて重要です。

現在、最も高い東京都の最低賃金は 1,226 円、最も低い高知県・宮崎県・沖縄県は 1,023 円であり、最高額と最低額の差は 203 円に及びます。この格差は、地方の人口減少と地域経済の疲弊に拍車をかけています。昨年の最低賃金改定では、39 道府県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る改定を行っており、地域間格差是正を求める声は広がっています。

一方で、最低賃金の大幅な引き上げを実現するためには、中小・小規模事業者への支援強化が不可欠です。労務費上昇分を適正に価格転嫁できる公正な取引環境の整備、政府による助成措置や社会保険料負担軽減などの直接支援の拡充が求められます。あわせて、2026 年 1 月に施行された中小受託取引適正化法の実効性を確保し、下請事業者への不当な単価引き下げが行われないよう万全の対策を講じる必要があります。

最低賃金の引き上げは、労働者・国民の生活を底上げし、購買力を高め、地域経済を活性化させる重要な施策です。地域内で所得が循環する経済構造の確立にも資するものです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を今すぐ時給 1,500 円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業所支援策を抜本的に拡充するとともに、中小受託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障すること。

以上
-8.5.-8
第 46 号

【意見書案①】 国宛

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書(案)

長期にわたる物価高騰は、市民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に深刻な影響を及ぼし、地域経済を疲弊させている。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートなどの非正規雇用労働者やフリーランスなど、立場の弱い労働者の生活は極めて厳しい状況にある。

労働者の生活を守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金引き上げの流れを一層加速させ、国内総生産(GDP)の約6割を占める個人消費を下支えし、経済の好循環を確立することが不可欠である。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが求められている。

2025年の地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給1,226円、愛知県で1,140円、最も低い高知県・宮崎県・沖縄県では1,023円にとどまっている。1日8時間働いたとしても、月額賃金は約15万円から18万円程度(税込み)であり、最低賃金法第9条第3項に定める「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を十分に確保できる水準とは言い難い。

現行の地域別最低賃金制度は、最低賃金決定の三要素である「労働者の生計費及び賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定める仕組みとなっている。しかし、地域別制度の下では、賃金水準や支払能力が低い地域ほど低い水準にとどまる構造となり、地域間格差が固定化されるおそれがある。また、高い地域も低い地域との均衡を意識せざるを得ず、全体の引き上げを抑制する要因ともなっている。

このような制度の下では、人口の一極集中や若者の都市部への流出に歯止めをかけることは困難である。最低賃金が低い地域では賃金水準全体が抑えられ、年金、生活保護費、公務員賃金など、地域間の生活水準や経済格差にも影響を及ぼしている。賃金は経済の最も基礎となるものであり、その底上げと格差是正なくして、日本経済の持続的かつ健全な再生は望めない。

世界においては全国一律の最低賃金制度を採用する国が多数を占めており、日本の最低賃金水準はOECD諸国の中でも下位から5番目と指摘されている。各国では、大胆な財政支援や中小企業への直接支援、公正な取引環境の整備などと一体で最低賃金の引き上げを進めている。我が国においても、全国一律制度への法改正を行うに当たり、中小企業・小規模事業者に対する実効性ある支援策を抜本的に拡充・強化することが不可欠である。

労働者の生活の安定と労働力の質の向上、消費購買力の確保を図り、循環型の地域経済を確立することにより、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すべきである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を今すぐ時給1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業所支援策を抜本的に拡充するとともに、中小受託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議長 様

尾張旭市

春の自治体キャラバ

事務局

委員会

県本部

愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情

長引く物価高騰のもと、日本の実質賃金は4年連続のマイナスとなっており、県民生活を改善するためには、物価上昇を上回る賃金引き上げが極めて重要となっています。とりわけ最低賃金の引き上げは、多くの非正規労働者の賃金に直接波及する重要な施策です。

「あいちの就業状況」によれば、愛知県内で働く「非正規の職員・従業員」は130万人を超えています。最低賃金の引き上げは、非正規労働者だけでなく、若年労働者など賃金水準の低い正規労働者の賃金にも好影響を与えると考えられます。

労働運動総合研究所（労働総研）による「最低賃金を1,500円に引き上げた場合の経済効果試算（2023年）」によれば、愛知県内の生産誘発額は約1兆1,359億円、付加価値誘発額（生産活動によって新たに生み出された価値であり、雇用者所得や営業余剰など）は約6,682億円、雇用者数は約6万7,100人の増加が見込まれています。また、これに伴う税収増は約1,296億円（国795億円、愛知県501億円）と試算されており、県内経済にとって大きな効果をもたらすとされています。

2025年8月19日、大村秀章愛知県知事は、赤澤亮正経済再生担当（賃金向上担当）大臣の申し出を受け、「最低賃金引き上げに関する意見交換」を行いました。赤澤大臣は「愛知県には全国の最低賃金の牽引役になってもらいたい」「目安額を超えて引き上げた場合には、国の補助金などによる重点的な支援など、最低賃金引き上げに対応する中小企業・小規模事業者への大胆な後押しを検討している」と説明しました。翌20日には、大村知事が臨時記者会見を開き、「気持ちとしては目安を超える引き上げ」「目安額以上での決着が望ましい」との考えを示し、「今日中に審議会長に（この意見を）届ける」と述べました。県民生活と県経済に責任を持つ知事として、最低賃金の引き上げについて初めて明確な姿勢を示したものです。

また、2026年1月27日に開催された「愛知県公契約に関する協議の場」では、愛知ビルメンテナンス協会の吉田治伸会長が「最低賃金について、ハワイは2,200円、ドイツは2,300円、日本より韓国の方が高い。ベトナムの技能実習生の若い人も日本に来なくなっている。日本も最低賃金を2,000円程度にしてほしい」と発言しました。

愛知県には現在約21万人の外国人労働者がおり、そのうち技能実習生は約2割を占めています。これらの外国人労働者は、愛知県経済を支える重要な労働力となっています。

日本の企業の99.7%は中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業における賃金の大幅な引き上げは極めて重要ですが、その体力を十分に持たない企業も少なくありません。地域経済を支える主役である中小企業が最低賃金の引き上げに対応できるよう、特別な支援策と十分な財政措置が求められます。

全国では賃金引き上げのため、岩手、山形、茨城、群馬、山梨、長野、富山、福井、広島、徳島、佐賀、大分の各県（全労連調べ・2025年8月現在）が中小企業への独自助成を実施しています。また、新たに鳥取、奈良、秋田、石川の各県知事などが中小企業支援策やそのための予算確保を表明するなど、地方から賃金を引き上げる取組が加速しています。

2024年改定で「徳島ショック」と呼ばれた徳島県では、県民所得や県内総生産などの実情にふさわしい最低賃金とすべきとして、知事自身や県議会が審議会に対して要請や意見陳述を行うとともに、中小企業の賃上げが円滑に行えるよう「徳島県賃上げ支援事業」「賃上げ応援！徳島県生産性向上投資促進事業」などを実施しました。その結果、徳島県の実質賃金は全国平均を数ポイント上回るとともに、倒産の増加や有効求人倍率の低下などの変化は見られないとされています。

しかしながら、近年の愛知県最低賃金は中央最低賃金審議会の目安額を上回る引き上げが行われておらず、その最大の理由として中小企業の支払能力が課題とされています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 愛知地方最低賃金審議会に対し、積極的な引き上げが行われるよう愛知県として積極的な役割を果たすこと。
2. 最低賃金の引き上げに中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、賃上げ支援策や生産性向上支援を充実させるとともに、必要な財政措置を講じること。



以上

【意見書案②】愛知県宛

愛知県最低賃金の適切な引上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書(案)

近年の物価上昇は県民生活に大きな影響を及ぼしており、県民の生活の安定と地域経済の持続的な発展を図るためには、賃金の向上が重要な課題となっている。とりわけ最低賃金は、非正規労働者をはじめ多くの労働者の賃金水準に影響を及ぼすものであり、その適切な引上げは生活の安定や消費の拡大を通じて地域経済の活性化にも寄与するものと期待されている。

愛知県内においても、多くの非正規労働者や若年労働者が働いており、最低賃金の動向は県民生活に密接に関わっている。また、近年は人手不足が深刻化する中で、働く人材の確保や地域産業の持続的な発展を図る観点からも、賃金水準の向上は重要な課題となっている。

一方で、県内企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者は地域経済と雇用を支える重要な存在であり、最低賃金の引上げを着実に進めていくためには、中小企業の経営環境の改善や生産性向上への支援をあわせて推進していくことが必要である。

全国では、賃金引上げを後押しするため、中小企業に対する独自の支援策を講じる自治体も広がっており、地方から賃金向上の取組を進めていく動きが見られる。

愛知県においても、県民生活の向上と地域経済の持続的な発展を図るため、積極的なとりくみを求めたい。よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 愛知地方最低賃金審議会に対し、積極的な引き上げが行われるよう愛知県として積極的な役割を果たすこと。
 2. 最低賃金の引き上げに中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、賃上げ支援策や生産性向上支援を充実させるとともに、必要な財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

愛知県知事 宛

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議長 様

尾張旭市

春の自治体キャラバ

事務局

委員会

県本部

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

現在、「公契約条例」の制定は、個々の地方公共団体の努力によって全国で広がり、91自治体に達しています。そのうち愛知県内の自治体が約4分の1を占めており、公契約における労働条件の確保に向けた取組が広がっています。

2009年7月に施行された公共サービス基本法は、第11条において「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と定めています。

また、公共工事の発注に関しては、一昨年、持続可能な建設業の実現を目指し、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力の強化」を目的として、品確法、建設業法及び入契法を一体的に改正する、いわゆる「第三次・担い手3法」が成立しました。改正された品確法では、担い手確保や地域建設業の維持、生産性向上を柱とし、公共工事が先導的役割を果たす施策が盛り込まれました。また、改正建設業法では、民間工事を含め、発注者である地方公共団体にも請負契約において遵守すべき内容が定められました。

そもそも公共サービス基本法制定の背景には、行政の「コストカット」を目的とした公共サービスの民間開放が無秩序に進められたことがある。その結果、低賃金かつ不安定雇用で働く公契約事業従事者、いわゆる「官製ワーキングプア」が生み出され、公共サービスの質の低下を招き、ひいては住民のいのちと暮らしにも悪影響を及ぼす事態が生じたことへの反省がありました。

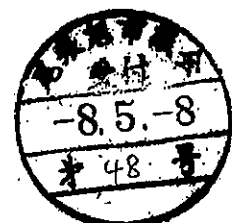
政府も「コストカット型経済の是正」に言及し、地方創生2.0の基本構想においても、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げています。さらに、骨太の方針2025においても、30年続いたコストカット型経済からの脱却を進め、「賃上げを起点とした成長型経済」への転換を基本方針として掲げるなど、公契約法の制定に向けた社会的環境は大きく変化しています。

一方で、足元では中東情勢等の影響により、エネルギー価格や資材調達コストの高騰が続き、労務費も上昇しています。こうした状況のもとでは、スライド条項の適切な活用を含め、地域の担い手である企業等の維持・成長と労働者の保護・確保を図ることが不可欠です。国の責任において、公共サービス基本法第11条の理念を実効あるものとするための公契約法を速やかに制定することが求められています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の適正な賃金・労働条件の確保と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。



以上

【意見書案③】 国宛

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書(案)

2009年7月に施行された公共サービス基本法は、第11条において、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、国及び地方公共団体が必要な施策を講ずるよう努めることを定めている。

近年、公共工事や公共サービスを担う人材の確保は大きな課題となっている。2024年には、建設業の深刻な人手不足や高齢化への対応を目的として、品確法、建設業法及び入契法を一体的に改正する、いわゆる「第三次・担い手3法」が成立し、適正な労務費の確保や働き方改革の推進が図られた。

また、2026年1月には、中小企業がコスト上昇分を取引価格へ円滑に反映できるようにすることを目的として、「中小受託取引適正化法(取適法)」が施行され、取引の適正化に向けた制度整備も進められている。

しかしながら、これらの制度は主として取引の適正化や産業政策を目的としたものであり、公契約において従事する労働者の賃金水準や労働条件を直接的に保障する仕組みとはなっていない。

公共サービス基本法制定の背景には、公共サービスの民営化が進む中で、低賃金かつ不安定雇用で働く、いわゆる「官製ワーキングプア」が生じたことへの反省があった。公共サービスの質を維持・向上させるためには、その担い手である労働者の適正な賃金と安定した雇用の確保が不可欠である。

加えて、近年は物価高騰や災害対応など、地域社会を支える公共サービスの重要性が一層高まっている。地域の担い手である企業の持続的発展と、そこで働く労働者の処遇改善を同時に進めることが、持続可能な地域社会の構築にとって重要である。公共サービス基本法の理念を実効あるものとするのが求められる。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の適正な賃金・労働条件の確保と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
経済産業大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議長 様

尾張旭市 [Redacted]
春の自治体キャラバ [Redacted] 委員会
事務局 [Redacted] 県本部

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・
機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国の行政機関の定員管理に当たっては、2014年7月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」などに基づき、定員合理化目標数が一方的かつ一律に決定されてきました。

各府省は、こうした定員合理化目標数を上回る定員要求を実現するため、「新たな行政需要」を自ら捻出する必要があり、それが行政サービスの需要と供給のアンマッチにつながっています。そうした定員合理化目標数を前提とする定員の再配置は、適正な人的体制を確保できないまま業務の肥大化を助長しつつ、国民のニーズに適応するための組織体制を弱体化させてきました。現在の定員管理政策は、すでに破綻していると言わざるを得ません。

また、そのように脆弱化した職場の人的体制は、①職員の超過勤務に依存した恒常的な長時間・過密労働の蔓延、それに伴う健康被害とハラスメントの誘発、②新規採用の縮減による年齢別人員構成の不均衡と組織の専門的な能力の減退、③定員外職員である非常勤職員の増大に伴う「官製ワーキングプア」の蔓延、④両立支援制度の形骸化など、ワークライフバランスを実現できない職場環境、⑤業務量に見合わない給与水準の満足度と職務へのモチベーションの低下、⑥こうした実態が複合的に影響した加速度的な若者の「公務員離れ」など、さまざまな弊害の根源的な要因となっています。

2024年6月には、定員合理化の割合の半減など、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が10年ぶりに一部変更されましたが、定員管理政策の在り方は、依然として各府省の再配置を中心としたものであり、諸問題の解消を期待できるものではありません。

政府が実現すべきは、新自由主義的な「行政改革」が招いた行政体制の脆弱性を是正するため、現在の定員管理政策を早急かつ抜本的に転換するとともに、各府省の基盤的業務に従事する職員を増員し、国民本位の行財政・司法の確立、公務・公共サービスの拡充、職場の勤務環境の改善などを実現することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「行政機関の職員の定員に関する法律」(総定員法)を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること。

以上



【意見書案④】国究

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書(案)

国の行政機関の定員管理に当たっては、2014年7月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」などに基づき、定員合理化目標数が一方的かつ一律に決定されてきた。

各府省は、こうした定員合理化目標数を上回る定員要求を実現するため、「新たな行政需要」を自ら捻出する必要があり、それが行政サービスの需要と供給のアンマッチにつながっている。そうした定員合理化目標数を前提とする定員の再配置は、適正な人的体制を確保できないまま業務の肥大化を助長しつつ、国民のニーズに適応するための組織体制を弱体化させてきた。現在の定員管理政策は、すでに破綻していると言わざるを得ない。

また、そのように脆弱化した職場の人的体制は、①職員の超過勤務に依存した恒常的な長時間・過密労働の蔓延、それに伴う健康被害とハラスメントの誘発、②新規採用の縮減による年齢別人員構成の不均衡と組織の専門的な能力の減退、③定員外職員である非常勤職員の増大に伴う「官製ワーキングプア」の蔓延、④両立支援制度の形骸化など、ワークライフバランスを実現できない職場環境、⑤業務量に見合わない給与水準の満足度と職務へのモチベーションの低下、⑥こうした実態が複合的に影響した加速度的な若者の「公務員離れ」など、さまざまな弊害の根源的な要因となっている。

2024年6月には、定員合理化の割合の半減など、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が10年ぶりに一部変更されたが、定員管理政策の在り方は、依然として各府省の再配置を中心としたものであり、諸問題の解消を期待できるものではない。

政府が実現すべきは、新自由主義的な「行政改革」が招いた行政体制の脆弱性を是正するため、現在の定員管理政策を早急かつ抜本的に転換するとともに、各府省の基盤的業務に従事する職員を増員し、国民本位の行財政・司法の確立、公務・公共サービスの拡充、職場の勤務環境の改善などを実現することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長 宛
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議長 様

尾張旭市 [Redacted]
春の自治体キャラバ [Redacted] 委員会
事務局 [Redacted] 県本部

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

2026年度地方財政計画では、地方の一般財源総額は大きく増加しました。公務員の給与改定に伴う人件費として6,800億円程度が計上され、会計年度任用職員の給与等について一般行政経費から給与関係費に移し替えて計上されたことは重要です。また、物価高や官公需の価格転嫁への対策が一定強化されました。しかし、これらはいくまで国の考える標準的な経費に対する措置であり、地方自治体が住民の福祉の増進を図るうえで現に必要としている財政需要には遠く及びません。さらに、これほど急激な物価高騰・人件費増の中においては、単年度での歳出増加が著しく、基準財政需要額の増額に留まる対応だけでは、地域の実情に応じたきめ細やかな行政運営は困難です。

近年、地方自治体の財政は厳しさを増す一方です。その背景には、急激な物価等の高騰だけでなく、デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策の経費増大があります。必要な政策であっても、税源移譲を伴わない経費の増大は地方財政を硬直化させ、地方独自のとりくみを阻害しかねません。財源不足は、業務量に見合った人員が確保されない職場実態につながり、多くの離職も生んでいます。民間事業者に頼っている福祉施設や委託・請負先の経営、労働者の処遇にも大きな影響が出ています。

国に求められるのは、公正な税制によってナショナルミニマムを保障する財源を確保することで地方財政を抜本的に拡充し、地域に根差した住民サービスを担う「公共」を再生することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。
2. デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置(基準財政需要額への算入)に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。
3. 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。
4. 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。
5. 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。

交付金 以上
-8.5.-8
才 50 号

【意見書案⑤】 国宛

地方財政の拡充を求める意見書(案)

2026年度地方財政計画で、地方の一般財源総額は大きく増加した。公務員の給与改定に伴う人件費として6,800億円程度が計上され、物価高や官公需の価格転嫁への対策が一定強化された。しかし、これらはあくまで国の考える標準的な経費に対する措置であり、地方公共団体が住民の福祉の増進を図るうえで現に必要なとしている財政需要には遠く及ばない。さらに、これほど急激な物価高騰・人件費増の中においては、単年度での歳出増加が著しく、基準財政需要額の増額に留まる対応だけでは、地域の実情に応じたきめ細やかな行政運営は困難である。

近年、地方自治体の財政は厳しさを増す一方である。その背景には、急激な物価等の高騰だけでなく、デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策の経費増大がある。たとえ必要な政策であっても、税源移譲を伴わない経費の増大は地方財政を硬直化させ、地方独自のとりくみを阻害する恐れがある。財源不足は、業務量に見合った人員が確保されない職場実態につながり、多くの離職も生じている。民間事業者に頼っている福祉施設や委託・請負先の経営、労働者の処遇にも大きな影響が出かねない。

国に求められるのは、公正な税制によってナショナルミニマムを保障する財源を確保することであり、地方財政を抜本的に拡充し、地域に根差した住民サービスを保障することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。
2. デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置(基準財政需要額への算入)に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。
3. 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要な財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。
4. 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。
5. 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議員 様

尾張旭市

春の自治体キャラバ

事務局

委員会

県本部

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に
改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

2024年4月の内閣府令により、4・5歳児の保育士配置基準が30対1から25対1へ76年ぶりに改定され、それに対応する加算措置が設けられました。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改定され、2028年4月からはようやく完全実施となります。しかし、4・5歳児については、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられています。2025年7月1日時点の配置改善の状況等を調査したことも家庭庁のまとめでは、配置改善の実施状況は3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率と高水準でほぼ変わらず、4・5歳児についても早急に完全実施し、施設や地域による格差をなくすべきです。

2025年度からは、先延ばしにされていた1歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされました。しかし、取得のためには複数の要件があり、こども家庭庁の調査では2025年7月1日時点で1歳児5対1の配置を行っている施設が87.7%にも関わらず、加算を取得している施設は47.1%にとどまっています。特に「平均勤続年数10年以上」を満たしている施設は50.6%であり、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾がある要件です。現在の基準では一人ひとりを大切にしたい保育ができないという現場の声は切実であり、保育士の定着にも大きく影響しています。1歳児についても3・4・5歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正と、そのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められます。日本の保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れています。世界水準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保困難であるのは事実ですが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにあります。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのです。保育士の賃金については、いまだ全産業平均と比べて5万円近く低い状況です。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっています。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務です。

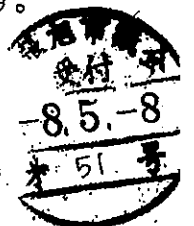
2025年4月からは改正育児・介護休業法が施行され、子の看護等休暇の拡充、10月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」も義務化されました。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではありません。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要です。両立支援を実効性あるものとするためにも、子どもが病気の際など安心して休暇を取得し、時短勤務を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上



【意見書案⑥】 国宛

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書(案)

2024年4月の内閣府令により、4・5歳児の保育士配置基準が30対1から25対1へ76年ぶりに改定され、それに対応する加算措置が設けられた。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改定され、2028年4月からはようやく完全実施となる。しかし、4・5歳児については、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられている。2025年7月1日時点の配置改善の状況等を調査したこども家庭庁のまとめでは、配置改善の実施状況は、3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率と高水準でほぼ変わらない。4・5歳児についても早急に完全実施し、施設や地域による格差をなくすべきである。

2025年度からは、先延ばしにされていた1歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされた。しかし、取得のためには複数の要件があり、こども家庭庁の調査では2025年7月1日時点で1歳児5対1の配置を行っている施設が87.7%にも関わらず、加算を取得している施設は47.1%にとどまっている。特に「平均勤続年数10年以上」の要件を満たしている施設は50.6%であり、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾がある。現在の基準では一人ひとりを大切にしたい保育ができないという現場の声は切実であり、保育士の定着にも大きく影響している。1歳児についても3・4・5歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正と、そのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められる。日本の保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れている。世界水準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保が困難であるのは事実であるが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにある。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題がある。保育士の賃金については、いまだ全産業平均と比べて5万円近く低い状況である。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっている。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務である。

2025年4月からは改正育児・介護休業法が施行され、子の看護等休暇の拡充、10月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」も義務化された。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではない。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要である。両立支援を実効性あるものとするためにも、子どもが病気の際などに安心して休暇を取得し、時短勤務を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
こども政策担当大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議員 様

尾張旭市
春の自治体キャラバン
事務局
委員会
県本部

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を
基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、30代男性の職員であり私たちの組合の仲間が1人夜勤中に倒れて亡くなりました。利用者は、職員が倒れたことはわかっても、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待っていたそうです。朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも利用者の命は助かりました。この問題を痛切な教訓に、職員と利用者の安全のためにも、「複数夜勤体制」の実現は喫緊の課題です。

2025年度に私たち春の自治体キャラバン実行委員会が行ったアンケート結果では、愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、愛知県下の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数789件のうち、加算Ⅰの取得が13件、加算Ⅱの取得が28件と1割も満たされていません。障害分野のグループホームも同様に、複数配置を可能とする「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、事業所総数1,082件のうち、加算Ⅳの取得は15件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は2件と、改善が進んでいない実態は明らかです。障害分野では、厚生労働省の報酬改定検討チームでも、加算の取得がすすんでいないことと支援の質の問題について議論されています。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と3割にのぼりました。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者の大声にイライラした時」という回答もあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながってしまう可能性を高くします。

職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準として、ただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、1つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以上



【意見書案⑦】 国宛

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書(案)

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、30代男性の職員が1人夜勤中に倒れて亡くなる痛切な事故がおきた。利用者は、職員が倒れたことはわかっても、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待ち、朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも命は助かったが、職員・利用者の命を守るためにも、「複数夜勤体制」の実現は喫緊の課題である。

2025年度に愛知県労働組合総連合及び日本自治体労働組合総連合愛知県本部が行った春の自治体キャラバンのアンケート結果でも明白である。愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、愛知県内の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数789件のうち、加算Ⅰの取得が13件、加算Ⅱの取得が28件と1割にも満たしておらず1人夜勤となっている。障害分野のグループホームの「夜間支援体制加算」の取得状況では、事業所総数1,082件のうち、加算Ⅳの取得は15件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は2件と、改善取得は進んでいない。障害分野の報酬改定検討チームでも加算の取得がすすんでいないことは指摘されており、支援の質にもつながる問題である。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、101件が「ある」と回答している。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者的大声にイライラした時」とあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながっている。職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準として、ただちに実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、1つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月8日

尾張旭市議会議員 様

尾張旭市 [redacted]
春の自治体キャラバ [redacted] 委員会
事務局 [redacted] 県本部

**教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた
教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情**

全国的な教員不足が全国的な問題となっています。愛知県も同様に、不足している250名の常勤教員を120名の非常勤教員で対応し、130名の配置が無いまま新学期が始まっています。学級担任が始業式に決まらない、プリント学習が続く、複数の学級を一人で授業をおこなうなど、教員未配置による被害者は子どもたちです。また、欠員教員の仕事を他の教員が補い、別の教員が過労で倒れることも起こっています。

教員不足の原因は、長時間過密労働です。毎年率は減ってきているものの2025年4月の45時間を超える時間外勤務教員は、小学校で40%、中学校では55%でした。朝7時過ぎから休憩なしに働き、休日も出勤せざるをえない日常に耐えられず、早期退職する教員は高止まりです。精神疾患での休職者も増えています。このような状況が多くの人に知れ渡った結果、教員を目指す学生等の数も減り続けています。この悪循環を断ち切るためには、教員の大幅増と教員一人あたりの負担軽減をする必要があります。

教育予算削減のために、非正規教員で対応してきたことも教員不足の原因です。愛知県は、小中学校教員の欠員補充者を年々100人近くずつ減らしてきています。それでも2025年度は1,600人を超えています。この中には正規と同じように仕事をし、子どもや保護者、同僚から信頼されているにもかかわらず、試験で何度も不合格とされ希望を失い、転職する人もいます。10年ほど前までは、教員試験に合格しなくとも「教壇に立ちたい」と非正規教員への志願者が多くいました。しかし最近では、頑張っても報われないと教員にこだわる志願者は減ってきています。そのため、現場に来る非正規教員は年々減少し、退職教員で学校を維持しているのが現状です。

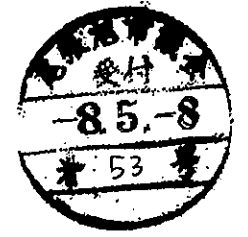
任命権者としての愛知県には、教員の長時間過密労働を解消し、非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員し、愛知県の義務教育諸学校を持続可能なものにするための責務があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 教職員の長時間過密労働を解消すること。
2. 非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員すること。
3. 年間を通じて、教員の未配置を愛知県教育委員会の責任でなくすこと。

以上



【意見書案⑧】愛知県宛

教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、
年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書(案)

全国的な教員不足が全国的な問題となっている。2025年度は、不足している250名の常勤教員を120名の非常勤で対応し、130名の配置がないまま新学期が始まっているのが愛知県の現状である。未配置の被害者は子どもたちである。欠員教員のため、別の教員が過労で倒れることも起こっている。

教員不足の原因は、長時間過密労働である。2025年4月の45時間超の時間外勤務教員は、小学校で40%、中学校では55%であった。休憩なしに働き、休日も出勤せざるをえない日常に耐えられず、早期退職する教員は高止まりである。精神疾患での休職者も増えている。その結果、教員を目指す学生等の数も減り続けている。この悪循環を断ち切るためには、教員の大幅増と教員一人あたりの負担を軽減する必要がある。

教育予算削減のために、非正規教員で対応してきたことも教員不足の原因である。愛知県の小中学校教員の欠員補充者は1,600人を超えている。正規と同じように仕事をし、子どもや保護者、同僚から信頼されているにもかかわらず、試験で何度も不合格とされ希望を失い、転職する人もいる。10年ほど前には「何としても教壇に立ちたい」と非正規教員への志願者が多くいたが、最近では、頑張っても報われないと教員に拘る志願者は減り、現場に来る非正規教員は年々減少している。退職教員で学校を維持しているのが現状である。

任命権者としての愛知県には、教員の長時間過密労働を解消し、非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員し、愛知県の義務教育諸学校を持続可能なものにするための責務がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 教職員の長時間過密労働を解消すること。
2. 非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員すること。
3. 年間を通じて、教員の未配置を愛知県教育委員会の責任でなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

愛知県知事 宛
愛知県議会議長
愛知県教育委員会教育長

〇〇〇議会
議長

令和8年5月25日

尾張旭市議会議長
さかえ章演様〒488-0882
愛知県尾張旭市城山町向ヶ丘35
電話番号 [REDACTED]学校教育の中立性と透明性を守る愛知県民の会
提出者代表 河野裕司**公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情****【陳情理由】**

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

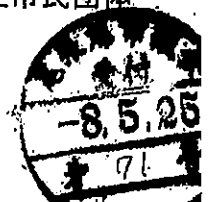
教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されていません。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。



なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、愛知公立高等学校職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて 300 団体以上確認できます。これらには、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれます。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第 14 条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去 3 年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

要望書等文書表

受理年月日	件名	提出者
R8.3.9	介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけて国への意見書採択を求める陳情	
R8.3.9	保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情	
R8.4.16	議会中継映像の利用に関する要望書	
R8.4.20	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	

議会運営委員会行政調査について

1 「日程」の調整及び決定について

「議会行事日程表」を参考にし、行政調査の日程を調整し、決定する。

行政調査日程（決定）					
令和8年	月	日（	）	、	令和8年 月 日（
令和8年	月	日（	）	、	令和8年 月 日（

2 「視察先」、「視察内容」の希望募集について

視察先及び視察内容の希望がございましたら、令和8年6月12日（金）までに、委員長まで御報告ください。

なお、検討の際には、「委員会行政調査一覧表（H25～R7年度）」、「会派視察一覧表（R2～R7年度）」を参考にしてください。

3 「視察先」、「視察内容」の検討及び決定について

令和8年6月12日（金）までの視察先及び視察内容の希望募集の結果を受け、視察先及び視察内容の決定を行います。

期日までに応募がなければ、視察先及び視察内容は正副委員長一任とします。

4 その他

<参考> 委員会行政調査について

	項目	内容
1	行政調査の目的	所管する事務に関する調査（実情や現況を把握）のため、他の自治体の先進的な取組み等について現地へ赴き、議案の審査等に生かすため行う。
2	日 程	議運：10～11月、常任：7～8月（予定）
3	予 算	1委員会当たり 50,000円／1人
4	参 加 者	議運：委員、議長、随員1人（課長）、同行1人（濱田） 常任：委員、随員1人 【随員：総務（金城）、福文（水野）、都環（天野）】
5	交 通 手 段	公共交通機関 ※禁煙席で手配
6	出 発 場 所	尾張旭駅発着
7	調 査 先	過去5年以内の調査先はできるだけ避ける。

委員会行政調査一覧表 (H25～R7年度)

年度	総務委員会	建設経済委員会 都市環境委員(H20.5)	民生文教委員会 福祉文教委員会(H20.5)	議会運営委員会
H 2 5	10/17(木)～10/18(金) 東京都府中市 東京都町田市	7/22(月) 愛知県豊川市 ----- 8/8(木)～8/9(金) 兵庫県洲本市 大阪府寝屋川市	7/22(月)～7/23(火) 和歌山県西牟婁郡白浜町 滋賀県湖南市	10/22(火) 福井県吉田郡永平寺町
	7/9(水)～7/10(木) 神奈川県茅ヶ崎市 東京都国立市	7/9(水)～7/10(木) 神奈川県川崎市 茨城県ひたちなか市	7/17(木)～7/18(金) 千葉県鎌ヶ谷市 静岡県富士宮市 ----- 7/31(木) 三重県四日市市	11/10(月)～11/11(火) 大阪府箕面市 奈良県奈良市
H 2 7	8/4(火)～8/5(水) 東京都立川市 東京都日野市	7/6(月)～7/7(火) 神奈川県小田原市 静岡県三島市	7/8(水)～7/9(木) 千葉県富里市 東京都品川区	10/16(金) 三重県伊賀市
H 2 8	7/28(木)～7/29(金) 神奈川県鎌倉市 千葉県千葉市	7/12(火)～7/13(水) 栃木県宇都宮市 静岡県焼津市	7/14(木)～7/15(金) 広島県尾道市 大阪府泉大津市	11/16(水)～11/17(木) 滋賀県彦根市 兵庫県三田市
H 2 9	8/2(水)～8/3(木) 愛媛県新居浜市 岡山県岡山市	7/26(水)～7/27(木) 福井県福井市 福井県小浜市	7/27(木)～7/28(金) 千葉県柏市 東京都武蔵野市	11/14(火)～11/15(水) 神奈川県横須賀市 神奈川県藤沢市
H 3 0	7/2(月)～7/3(火) 神奈川県横浜市 東京都府中市	8/8(水)～8/9(木) 長野県塩尻市 長野県松本市	8/7(火)～8/8(水) 大阪府大東市 滋賀県米原市	10/16(火) 北名古屋市 ----- 11/14(水)～11/15(木) 全国市議会議長会研究フォーラム
	7/24(水)～7/25(木) 石川県小松市 奈良県奈良市	8/1(木)～8/2(金) 群馬県太田市 東京都町田市	8/8(木)～8/9(金) 千葉県佐倉市 千葉県松戸市 ----- 10/17(木) 岐阜県可児市	10/10(木) 瀬戸市 ----- 11/11(月)～11/12(火) 東京都東村山市 千葉県鎌ヶ谷市
R 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛		11/10(火) 愛知県瀬戸市(オンライン)	
R 3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛			
R 4	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛		10/31(月) 愛知県岡崎市	
R 5	7/31(月)～8/1(火) 大阪府箕面市 大阪府八尾市	7/31(月)～8/1(火) 福井県吉田郡永平寺町 長野県上田市	7/25(火)～7/26(水) 埼玉県白岡市 埼玉県戸田市	11/6(月)～11/7(火) 大阪府高石市 大阪府堺市
R 6	7/30(火) 兵庫県神戸市	7/24(水)～7/25(木) 富山県富山市 長野県長野市	7/8(月)～7/9(火) 埼玉県行田市 埼玉県飯能市	10/22(火)～10/23(水) 茨城県取手市 神奈川県藤沢市
	10/31(木) 愛知県刈谷市			
R 7	7/30(水)～7/31(木) 埼玉県入間市 東京都あきる野市	7/30(水)～7/31(木) 神奈川県茅ヶ崎市【中止】 埼玉県川口市	7/30(水)～7/31(木) 神奈川県中郡大磯町【中止】 静岡県焼津市	10/27(月)～10/28(火) 神奈川県横須賀市 東京都杉並区

会派視察一覧表(R2～R7年度)

年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R2 年間 75,000円 (1人当たり)							
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R3 年間 150,000円 (1人当たり)							<芦原、片瀬> 11/16長久手市
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R4 年間 150,000円 (1人当たり)			10/23～10/25 茨城県日立市 茨城県牛久市 12/22 岐阜県多治見市				
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	日本共産党 尾張旭市議団	愛知維新の会 尾張旭市議団	(私費)
R5 年間 137,500円 (5～3月分) (1人当たり)		7/13～7/14 第19回健康都市連 合日本支部大会(あ ま市)...	10/11～10/13 第85回全国都市問題 会議(青森県八戸市)...	10/11～10/13 第85回全国都市問題 会議(青森県八戸市)...	7/13～7/14 第19回健康都市連 合日本支部大会(あ ま市)...	3/29 東京都杉並区 方南ローカルグッド ブリュワーズ	
		10/11～10/13 第85回全国都市問題 会議(青森県八戸市)...					
		1/25～1/26 熊本県玉名市 熊本県益城町・無田 集落					
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	日本共産党 尾張旭市議団	愛知維新の会 尾張旭市議団	(私費)
R6 年間 150,000円 (1人当たり)		7/11～7/12 大阪府大東市 第20回健康都市連 合日本支部大会(大 阪府吹田市)...	10/17～10/18 第86回全国都市問 題会議(兵庫県姫路 市)...	10/9～10/10 第19回全国市議会議長 会研究フォーラム(岩手 県盛岡市)...			
		10/9～10/10 第19回全国市議会議長 会研究フォーラム(岩手 県盛岡市)...					
		10/16～10/18 阪神淡路大震災記念 人と防災未来センタ ー 第86回全国都市問 題会議(兵庫県姫路 市)...					
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	日本共産党 尾張旭市議団	愛知維新の会 尾張旭市議団	(私費)
R7 年間 150,000円 (1人当たり)		10/9～10/10 第87回全国都市問題 会議(栃木県宇都宮市)	10/9～10/10 第87回全国都市問題 会議(栃木県宇都宮市)		1/14 石川県野々市市		

・〃は、庁舎訪問なしで市内視察等(現地視察)を行った市区町村

・〃は、市区町村以外(県、民間等)の訪問先

・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策における議会の支援に関する決議により、政務活動費の後期分の交付を凍結した。

10月(議会運営委員会) 議会行事日程表

15-4

日	曜日	時間	行事名	場所	対象
10/1	木	(時間未定)	赤い羽根街頭募金	未定	正
		14:00～	尾張東部衛生組合議会定例会	晴丘センター	組合議員
10/2	金	14:00～	瀬戸旭看護専門学校組合議会定例会	瀬戸旭看護専門学校	組合議員
10/3	土				
10/4	日				
10/5	月	10:00～	尾張東部衛生組合議会定例会(予備日)	晴丘センター	組合議員
		13:00～	愛知県市議会議長会正副会長市事務局長会議	自治センター	局・課・補
		14:00～	公立陶生病院組合議会定例会(予備日)	公立陶生病院	組合議員
		14:00～	東海市議会議長会役員市・愛知県市議会議長会正副会長市事務局長会議	自治センター	局・課・補
10/6	火				
10/7	水				
10/8	木	(時間未定)	全国都市問題会議(～9日)	山形県山形市	未定
10/9	金	(時間未定)	全国都市問題会議(8日～)	山形県山形市	未定
10/10	土				
10/11	日				
10/12	月		《スポーツの日》		
10/13	火				
10/14	水	11:00～	愛知県市議会議長会第2回理事会	第1委員会室	正・副・局・課・補
10/15	木				
10/16	金				
10/17	土				
10/18	日				
10/19	月				
10/20	火				
10/21	水				
10/22	木				
10/23	金	13:30～	六市監査委員事務研究会	長久手市	監査委員
		14:00～	愛知県市議会議長会正副会長市・理事市事務局長会議	自治センター	局・課・補
10/24	土				
10/25	日	9:00～	尾張旭市総合防災訓練	三郷小学校	正・副・全議員
10/26	月				
10/27	火				
10/28	水	13:30～	尾張東部衛生組合例月出納検査会	晴丘センター	組合監査
10/29	木	10:00～	例月出納検査・定例監査	203会議室	監査委員
10/30	金	10:00～	愛知縣護國神社秋のみたま祭	愛知縣護國神社	正・局
		14:00～	瀬戸旭看護専門学校組合議会例月出納検査	瀬戸旭看護専門学校	組合監査
10/31	土	10:00～	あさひフェスタオープニングセレモニー	森林公園	正

※ 予定であり、変更になる可能性があります。御了承ください。

11月(議会運営委員会) 議会行事日程表

日	曜日	時間	行事名	場所	対象
11/1	日				
11/2	月				
11/3	火		《文化の日》		
		10:00～	尾張旭市民芸能発表大会	文化会館	正
11/4	水				
11/5	木				
11/6	金	午後	尾張部事務局長協議会	北名古屋市	局
11/7	土	6:50～	尾張旭市民ゴルフ大会開会式	森林公園	正
11/8	日	13:30～	尾張旭市民展表彰式	スカイワードあさひ	正
11/9	月				
11/10	火	13:00～	全国市議会議長会理事会	東京都千代田区	正・局
11/11	水	(時間未定)	全国市議会議長会研究フォーラムin松江(～12日)	島根県松江市	正・局
11/12	木	(時間未定)	全国市議会議長会研究フォーラムin松江(11日～)	島根県松江市	正・局
11/13	金				
11/14	土				
11/15	日	11:00～	紅茶フェスティバルin尾張旭	スカイワードあさひ	正
11/16	月				
11/17	火				
11/18	水	12:45～	愛日地方教育事務協議会委嘱学習指導研究発表会	東栄小学校	正・福文委員長
11/19	木	(時間未定)	三地区共催都市監査事務研修会(～20日)	福井県福井市	監査委員
11/20	金	(時間未定)	三地区共催都市監査事務研修会(19日～)	福井県福井市	監査委員
11/21	土				
11/22	日				
11/23	月		《勤労感謝の日》		
11/24	火		[あいち県民の日学校ホリデー]		
		10:30～	優良従業員表彰式	商工会館	正
11/25	水				
11/26	木				
11/27	金	10:00～	例月出納検査・定例監査	203会議室	監査委員
11/28	土				
11/29	日				
11/30	月				

※ 予定であり、変更になる可能性があります。御了承ください。

【調整中】11/9以降
愛知県市議会議長会正副会長市議長会、県知事・
県議会等へ陳情(正・副・局・課・補)

わくわく親子議会探検ツアー 実施要領

- 1 名称
わくわく親子議会探検ツアー
- 2 日時
令和8年8月7日（金）
第1部 午前10時30分から正午まで
第2部 午後2時から午後3時30分まで
- 3 目的
次代を担う子どもたちとその保護者に、尾張旭市議会及び市政への理解と関心を深めてもらうため。
- 4 対象
市内在住の小学校4年生から6年生の児童とその保護者
- 5 募集人数
各部、児童とその保護者12組
- 6 当日のスケジュール

時間（第1部）	時間（第2部）	所要時間	内容	場所
10:30～10:32	14:00～14:02	2分	オリエンテーション	議場
10:32～10:34	14:02～14:04	2分	議長あいさつ	議場
10:34～10:36	14:04～14:06	2分	副議長あいさつ	議場
10:36～10:46	14:06～14:16	10分	尾張旭市議会の説明	議場
10:46～11:00	14:16～14:30	14分	尾張旭市議会クイズ	議場
11:00～11:10	14:30～14:40	10分	休憩	議場
11:10～11:40	14:40～15:10	30分	議場等探検ツアー	議場、第1委員会室、第2委員会室、会派室、議長・副議長室、議長応接室、議会図書室ほか
11:40～11:43	15:10～15:13	3分	議長講評	議場
11:43～11:55	15:13～15:25	12分	修了証進呈	議場
11:55～11:58	15:25～15:28	3分	記念写真撮影※	議場
11:58～12:00	15:28～15:30	2分	アンケート記入	議場

※ 市議会だより・ホームページ用に、議長席を背景とし、あさびーを含めた集合写真を撮影。